

衆議院 復興特別委員会

委員長 伊藤 信太郎様

要 望 書

平成27年5月25日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

当市は、震災と津波、そして福島第一原子力発電所の事故という過去に例のない複合災害の被災地であり、今なお困難な復旧・復興を強いられております。

当市の現状は、ハード面の復旧事業として住宅整備等が進捗する一方、防災林整備等の防災施設整備の完了率は低く、JR 常磐線の不通区間等の社会インフラの欠如も継続しております。

人口の動向としては、長期避難区域から 2 千人を超す避難者の受け入れが進む一方で、1 万人以上の市民が市外への避難を続け、2 万人以上の市民が今なお市内外での避難生活を余儀なくされております。加えて、人口減や広域的な商圈喪失による地域産業の低迷は深刻であるなど、復興は一律の回復ではなく複雑な様相を呈しております。

また、平成 28 年 4 月を解除目標とする避難指示区域の実態は、解除後短期での帰還意向が 1 千百人程度（震災前居住人口約 1 万 4 千人）に留まり、生活の再開、生業の再建、まちの再生など、課題が山積する中、まさに避難指示区域の復興はこれからがスタートという状況です。

先般、国は「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興予算のあり方」において、復興事業のあり方の案を示しましたが、こうした被災地の現状を正しく把握・理解し、財政支援のあり方について、現状に即した丁寧な検討を行い、被災地の真剣な復興努力が退行しないよう、十分な財政支援を継続するとともに、特に下記事項を確実に実現するよう要望致します。

記

1. 避難指示区域における復興事業への十分な財政措置について

当市は、避難指示解除の目標を平成 28 年 4 月としているが、いまだに生活者が存在しない避難指示区域の再生はこれからがスタートである。当市が実施する復興拠点整備事業や、まちなみ整備、産業・生業の再生等をはじめ、今後避難指示区域において求められる復興事業に対し、十分な財政措置を講じること。

2 . 震災等対応雇用支援事業の継続について

当市では、農産物等放射能測定や旧警戒区域見守りパトロールなど、原子力災害に起因して実施を強いられている各種事業に対応するため、緊急雇用事業を被災者の雇用の場の確保のみならず、復興業務に不足するマンパワー対策として活用している。

また、福島県における「絆づくり応援事業」を活用した絆職員（平成 27 年度：計 81 名）により、応急仮設住宅入居者への支援業務や放射線被ばく検診に関する業務など、原子力災害に起因して生じた業務を実施している。

これらの事業については、平成 28 年度以降も国の責任において実施することが当然であることから、既存事業の枠組みにとらわれることなく、全額国費負担により継続すること。

3 . 社会資本整備総合交付金等の公共事業に対する財政支援について

(1) 社会資本整備総合交付金（復興）の継続について

当市では、社会資本整備総合交付金事業（復興）を活用し、震災に起因して必要となった道路改良事業や河川整備事業を実施している。平成 28 年度以降の本事業が、一般会計等に区分された場合、震災復興特別交付税措置が無くなることにより新たな財政負担が生じ、事業の進捗に大きな影響を及ぼすだけでなく、これら被災した広大な土地を整備する事業の進捗は、他の復興事業の進捗にも大きく影響を与えることから、平成 28 年度以降も引き続き復興枠を継続すること。

(2) 原子力災害被災地域 12 市町村における県事業への財政措置について

当市を含む 12 市町村においては、いまだ解除されない避難指示区域を含む地域全体に対する復興事業を今後あらゆる角度から進めていかなければならない。広域での道路整備や防災林・防潮堤といった防災施設整備など、県による公共インフラの復興事業についてもまったく同様である。

平成28年度以降、新たに県事業での地方負担が生じることは、県と市の強力な連携により推進することが求められる避難指示区域等の復興を妨げ、避難住民の帰還や生活の再建をより一層困難なものとするため、事業実施主体ではなく事業実施区域での分類を行い、12市町村における県事業についても新たな負担が生じることはないよう、継続した国の支援を行うこと。

4．再生可能エネルギー関連事業について

今後の被災地域の自立と復興において、産業の再生は不可欠なものである。特に原子力災害被災地では再生可能エネルギー関連事業の推進が大きな柱となっている。

当市では、復興特区法の特例を活用した沿岸の津波被災地や避難指示区域における太陽光発電事業がまさにこれから始まろうとしているほか、「福島県再生可能エネルギー次世代技術開発事業」による藻類バイオマスの研究施設が市内に整備され、特筆すべき研究成果を生み出しつつある。

こうしたことから、これらの取り組みによって被災地における再生可能エネルギー関連事業の定着、発展、集積等が実現するまでの間、国による十分な支援を継続すること。

5．イノベーション・コースト構想等、新たな技術開発や産業の創出にかかる事業について

原子力災害がいまなお終息の兆しを見せず、当市のみならず広範囲に避難指示区域が厳然と残る現状を鑑みれば、今後数十年にわたる原発の廃炉作業や、様々な環境における除染や放射性物質の減容化など、これまでにない新たな技術開発や関連産業の創出、専門的な人材の育成が今後も引き続き求められる。

こうした取り組みを福島県浜通りの産業再生に結びつけるイノベーション・コースト構想の各種施策の実施について、国の責任において十分な財政措置を行うこと。

6 . 復興を支える人材育成やモデル事業について

復興を支える人材育成や復興を先導するモデル事業の重要性やこれまでの成果の定着・活用が広く求められていることに鑑み、これらの事業を平成 28 年度以降も継続すること。

以上